別表十四（九）付表一　記載要領

1　この表は、通算法人が令第131条の19第５項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第123条の９第１項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額（前期以前の適用期間の別表十四(九)「５」）⑻」の欄は、当該事業年度前の各事業年度において別表七の三「19」の欄（法第62条の７第７項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある場合には、別表十四(六)「７」の欄を含む。)に金額の記載がある場合には、これらの金額を含めて記載すること。